

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道旭川市永山二条三丁目2番18号
氏 名 株式会社旭川一般廃棄物処理社
代表取締役 湯野 信一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成30年7月28日

許可の有効年月日 平成35年7月21日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。
以上、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。また、汚泥については、水銀含有ばいじん等であるものを含む。
積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
平成5年7月22日 許可の更新
平成10年7月22日 許可の更新
平成15年7月22日 許可の更新
平成20年7月22日 許可の更新
平成25年7月22日 更新時変更許可（産業廃棄物を処分するために処理したものの追加。）
平成30年7月28日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有 無
市名 旭川市 許可番号 第05010004428号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 無